

邑楽町告示第132号

平成30年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月6日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成30年6月11日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○不応招議員（なし）

平成30年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成30年6月11日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議案第36号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第38号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第39号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第40号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
石	原	光	浩	書			記

◎開会及び開議の宣告

○小島幸典議長 ただいまから平成30年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○小島幸典議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

今期定例会において、本日までに受理した請願・陳情は、配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成29年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○小島幸典議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において大野貞夫議員、田部井健二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○小島幸典議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から15日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○小島幸典議長 日程第3、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育長の任期が平成30年8月9日をもって満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の藤江利久氏を次期教育長として任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

藤江氏は、長年教職に従事し、小中学校の教頭、校長を歴任するなど、教育の振興にご尽力された方であり、教育長として適任者と存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 何点かお伺いをしますけれども、まず今回新教育長として藤江氏の名前が挙がってきました。私は、この方については存じておりませんが、今回こういう形で町長から提案をされた。そして、今思っていることは、非常にこの藤江氏は気の毒だなど、かわいそうだなど、そのように感じております。

なぜなら、教育委員会の制度が変わりまして、邑楽町として初めてこういう形で町長の教育長任命というふうになりました。そして、町長がこの教育長についてきっと自信を持って提案をされているというふうには思いますけれども、私はこの教育長の人事案件につきましては、ただいま初めて教育長のことをここで聞きました。この後同意を諮るわけでありまして、私にはこれを可とするか否とするか、判断材料を何一つ持ち合わせがございません。そういった説明を親切に丁寧にしていただくのが町長の仕事というふうに感じておりますけれども、6月1日全員協議会の場で総務課長から提案の説明がございました。今町長の発言をしたとおり、わずか1分足らずの提案説明であります。それだけでこの人となりとか、教育行政に関する思いとか、当然わかるはずもありませんし、伝わることもありません。何を基準に、私どもにこの藤江氏でいいか悪いかという判断をしろというふうには町長はお考えなのでしょう。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、この方の提案というのは初めてということですが、これにつきましては平成26年6月にこの地方教育行政法の法律が改正されて、それから新教育長ということの任命ということに始まったわけでもあります。したがって、これについては今お世話になっている大

竹教育長についても同様な形でお願いした経緯があるかと思しますので、制度が始まってから初めてということではないかなというふうに思っておりますけれども、まず1点そのような形です。

それから、この藤江氏について、親切丁寧にその説明がなかったではないかというお話ですが、全員協議会の場でも総務課長のほうから、この人事についての一定のご説明は申し上げましたし、また今提案理由の説明の中でも申し上げた経緯があります。氏については、本当に町の、特に小学校、中学校の教頭、校長も歴任されて、町の教育事情について随分親交のある、これからも一生懸命やっていただける方だというふうに私は思っておりますので、そのような形でお願いをしたいということで提案しているところです。

まず、基準ということではありますが、基準についてはただいま提案理由の説明を申し上げましたので、ご理解をいただきたいと、このように思います。田部井議員のほうで、この方を存じないということのようですが、この方については邑楽南中学校の校長を3年ほど在職をされたということですので、これは個々の方で知らない、知っているということもあろうと思っておりますけれども、一定の教育水準をきちっとやっていただける方ということで私は考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 町長からこういった形は初めてじゃないと、きっとそのような返答をすると思っていました。そのとおり、3年前に大竹教育長がという話でありましたけれども、よくお考えをください。全く違うのです。大竹教育長は、そのとき既にもう教育長をやっておられた方です。改めて私どもに事細かに説明をいただかなくも、議員各位全て大竹教育長については存じ上げているわけです。今回こういう形で全く見ず知らずの人が出てくると、町長の責任のもとで、任命権者として、これは邑楽町初めてではないですか。それとこれを一緒にまずしないでいただきたい。私が初めてと言っているのは、そういう意味で初めてだということでもあります。

そして、町長は当然こういった同意を求めるという限りは、議会全員の同意が欲しいというふうに私は考えていると思います。その議会全員の同意を得るためにどのようなご努力をなさったのか。よく思い返してください。町長が町長になって、過去、当時の教育長がある日突然給料が半額になってしまった。任期いっぱい給料が半額のまま退職をされたという経緯がございます。その後の教育長の人事、大変混乱をしました。名前が挙がった方、議会の同意を得るべく、議案に載せる載せない、出す出さない、さんざんもめにもめて1年以上もかかった経緯もございます。大変その方にはご迷惑をかけたというふうに思っております。結果どうなったか、1年10カ月間邑楽町には教育長が不在という期間がございました。一説によると、これは日本記録だというお話もございます。1年10カ月間の教育長不在の時期をつくった、これも町長の提案の仕方がまずかったから、こういったことが起きたというのもあります。

その後、現職の教育委員会教育委員長が提案をされて、議会で否決をされたということもありま

した。これも町長の提案の仕方が悪かった。その教育委員長に非があるという話ではなくて、町長が議会との約束を守らないということで火がついたことだと私は思っています。そういうことを考えれば、今回のこの教育長任命同意については、細心の注意を払って最大の努力をする、当たり前のことではありませんか。

そこで、町長にお伺いします。全員の議会の同意を得るためにどのような努力をしていただきましたか。議会にどのような説明をしていただきましたか。私は、本日初めて町長の声で、この方をよろしく願いをしますということをお聞きをしました、今。果たして、この藤江氏が立派に教育長として同意をされるべく町長は提案をした。どのような努力を議会にさせていただいたか、お聞かせをいただければと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 これは、議員が言われるまでもなく、全員の皆さんのご同意をいただくべくお願いするというのが、これは大前提でありますから、これは結果としてこの議場の中で賛成するか否決をするかということは、まさに議員それぞれの考え方でもありますから、私はその努力ということについては議員の方に、お答えはいただけなかった方もおられますけれども、一応連絡もし、そして賛同いただけるようにということの努力はしたつもりです。田部井議員のところへも電話も3回ほどかけましたが、残念ながら電話が出ないので、初めてというお話にもなったかと思いますが、そういった形で田部井議員のほうから、それでは努力が足らぬではないかという話もあるかもしれないけれども、私なりに努力をして、全員の議員のご同意をいただくようにということで考えて今日提案をしているということでもあります。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 私が申し上げたいのは、電話をしろとか、1軒1軒訪ねていけとか、そういったお話をするつもりは毛頭ございません。しなくてはならない場所、しなくてはならない時期、そういったことがあるわけです。6月1日に開かれた全員協議会、あなたが訪ねていかなくとも、あなたが電話をしなくとも、議員が全員顔をそろえているわけです。初めてそこで町側が提案をしたわけです。総務課長の1分足らずの提案説明、その後どのようにして補足をしてあげないのですか。町長がその後を受け取って補足説明をして、この藤江氏が町の教育長としてこのくらい立派なのだと、このくらい期待をしているのだと、こんな熱意があるのだと、どうしてそこで熱弁を振るっていただけないかということをお聞きしています。まさにその場所ではありませんか、全員協議会。本会議に向けての提出議案の審議をしているところですから。なぜそこで横を向いていて、一言も議会に説明をしないのかと、私はこれを聞いているのです。おかしいでしょう。

10日前にそういった説明があれば、本日このときまでに議員として同意をすべきか、同意をしないほうがいいのか、10日間考える時間だってあるわけです。一切一言も口を開いていないではないですか。だから、それが私は議会軽視というふうにつながっていくというふうにも考えています。考

える時間がないではないですか。多くの議員は、この藤江氏の顔も知らない、言葉も交わしたことがない。知らされたのは、住所と名前と生年月日、経歴。これだけです。そうではなくて、やはりこれから町の教育長として教育行政のトップで頑張ってください、教育行政に関する情熱、熱意、町を思う気持ち、町長は当然この方とお会いになっていると私は思っています。一度も行き会っていない方を、突然本人の了解も得ず教育長に任命をすると、そんな勝手なことができるはずがないと思っていますから。じかに行き会って、腹を割ってじっくり話をして、その上でこの方を提案しようというふうに、私はそのくらいの手順は踏んでいると思っています。そのときのやりとりを細やかに議会に説明しろと、そんな話は毛頭申し上げるつもりはございませんけれども、趣旨、その方の熱意ぐらひは議会に伝えていただきたい。それすらしていただけないのが非常に残念だということに言っています。電話をすとか訪ねてくるとか、そんなことはどうでもいいのです。そうではなくて、しなくてはならない場所で、当然町長として当たり前のことかなぜしていただけないのかということをお聞きしております。いかがですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のご持論は、そのとおりだと思いますけれども、私は1日の前の30日の日に委員会がありました。その委員会が終わった後、担当する課長のほうから質疑はありましたかというお話も承っております。特にその質疑がないということでもあります。6月1日の全員協議会の中でも、今議員が言われますように、細々とかこういう形ですということをお願いすればよかったと思いますけれども、その場でも特に質疑がなかったということもあります。だからといって、それをしなかったということについて、今議員が言われますようにもっと懇切丁寧にすべきだということは十分理解できます。

したがって、私は今議員が言われましたように、この方については立派な方だということもありますし、議員は初めてこの方の名前が出て、初めて聞くのだというお話もありますけれども、この方については先ほど申し上げたように、町の教育行政も本当に一生懸命やってきた、学校や、それから社会教育の面でもやってきたということでもありますので、私はぜひ皆さん方に、田部井議員が言われますように説明が不十分だったと思いますけれども、議員の皆さんのご賛同をいただきたく、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 最後にまとめますけれども、総務教育常任委員会で質疑がなかったと。どうして総務課長に質疑するのですか。総務課長は、町長にかわって提案理由の説明をただけです。この質疑に答えられるのは、町長しかいないではないですか。総務課長が決めたわけではないでしょう、この方にするというのは。そういうおかしい答弁をしないほうがよろしいです。この方でいいのか悪いのか、この方が適任者かどうか、どうして総務課長に質疑をするのですか。総務課長が決める話ではないでしょう。質疑の対象者となるのは町長しかいないのです。そうしたら、今度は

全員協議会の中でも質疑がなかった。提案者から何の説明もないのに、質疑のしようがないではないですか。よくお考えになったほうがよろしい。そういう態度でこれまで教育委員会を大変もましてきたわけですから。

そして、今回こういった藤江氏の名前が出てきて、この方の名前に傷をつけるようなことは、私はしないほうがいい。議会の同意を得るべく、細心の注意を払って最大の努力をする、当たり前ではないですか。そして、できることなら全員の同意を得てこの方を教育長に迎える、それに向けて精いっぱい汗をかくという姿勢を示すのは、提案者としてあなたの最大の責務であり、義務であるというふうに私は思っています。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 関連になりますが、今田部井議員がおっしゃったその経過の部分について、私も不十分であった部分というのは、これはどうしても否めないのかなという感を受けておりますが、私のほうからは1点だけお伺いをさせていただきたいのですけれども、私もこの藤江氏ですが、余りよく存じないものですから、経歴、名前、住所、それから生年月日、そういったものの提示だけと。先ほど田部井議員との質疑の中でも、その経歴の部分については立派な経歴を持たれているのだと、だからそれを提案理由としたいと、そういったお話でございましたけれども、私はその経歴もさることながら、これからの邑楽町行政に対してどういったその考え方、どういった熱意、それを具体的にももちろんお持ちだとは思いますが、この藤江氏は。その部分についても町長と話した中で、当然そういった話は出たと思います。ですから、その部分について、ちょっと具体的に教えていただきたい。経歴については十分聞きましたから、よろしいかと思っておりますけれども、問題なのは、今後教育長になられた暁には、どういった考えのもとにこの邑楽町行政を担っていくのかと、教育行政を担っていくのかというところの話をもう少し聞かせていただきたいと思っております。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 これは、先ほども申し上げましたけれども、平成26年6月に新しく地方教育行政法が、地方教育行政の組織運営に関する法律の中で改正をされたということでもあります。これは、教育長については教育委員という形とは別に、新たに教育長ということで選任される。議員からまさに今ご質問ありましたけれども、これからの町の教育行政をどのような形で進めていくか、それは町長も総合教育会議の中で一緒になって取り組んでいかなければならないということではあります。したがって、藤江氏については町の、先ほど申し上げました教育行政ということは十分熟知をしている方でもありますし、これからの町の教育、やはり児童生徒の学校教育についてはこのような形でやっていきたいと。今よりももう少し変わったといいますか、具体的に教育の方針を示してやっていきたいということは、町長とあわせて、一緒になってやっていくということで、年一、二回の会議もやっていますので、その方針に基づいてお願いする、また本人も一生懸命取り組んでい

くということを申ししておりますので、まずは今いろいろ問題もあります、学校の中でも。そういった点が一つ一つ問題解決ということをお願いできればというふうに思っておりますし、私はやっていただける方だと、このように思っております。方針ということは、年度当初に教育行政の方針を総合教育会議の中で立てるわけでもありますので、まずは現在あるものについて進めていくということになりますけれども、藤江氏については十分その辺のことを理解して取り組んでいただけるものと、このように思っております。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 教育委員会の、それに関する法律が変更になったその内容の説明を私は聞いたわけではないですし、それを新たに任命される教育長が熟知している、当然です、そんなことは。私が聞いたのはそうではなくて、これからの邑楽町の教育行政に関してどういった思いを、どういった具体的な、例えば改革であればどういった具体的な改革をしたいのだと、そういったところの話まで当然町長と済んでいると。済んだ上での提案だと私は思っているのです、その点について、その藤江氏の代弁という形に町長はなろうかと思えますけれども、どういったお話をされたのですか。それを私は聞いて聞いているのです。その法律の改正の内容なんか一つも聞いていないです。そんなの私も知っています、それは。当然私が知っているものを今度教育長になる人が知らないはずがないではないですか。その辺どうなのですか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 藤江氏は、今特に教育現場についての知識も十分ありますし、校長の関係者と教育現場との先生とのコミュニケーションも密にしていく中で、十分この信頼関係を持った教育行政やっていただけるというふうに話の中で、積極的に現場に行って、そういったこともやっていきたいという話も出ましたので、安心してその学校教育あるいは社会教育の面で頑張ってもらえると、そういうふうに思っております。本人も十分その辺は私との話の中で出ていますので、まずは教育現場を大事にし、そして一つ一つの課題があった場合には、解決に結びつけて努力をするというふうに頑張ってもらえたいと思います。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 3問目なので、最後にしますけれども、町長のほうから学校の教育現場を第一に考えていきたい、それは理解できます。ただ、私が懸念しているのは、ちょうど中央公民館の建設が終わりました。引き渡しも終了したということも聞いておりますが、その基礎、基盤をつくったのは大竹教育長であります。そして、その基盤を今度は新しいこの藤江氏が担っていく、基盤を基礎にどういった運営をしていったらいいのか、当然そういった込んだ話も藤江氏とは、私は町長は交わしてあると思っております。それは、当然だと思いますけれども。大竹教育長が基盤をつくりました。しかし、おやめになるということですから、当然それを継承していくのは藤江氏ということになろうかと思えます。その基盤を基礎に、どういった中央公民館の運営をするべきなのか、

そういったところにも当然熱意を持っていて私は当然だと思っています。もちろんその話町長とされたと思います。そのときのお話の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 生涯学習の面でも、この方については特に以前の仕事の中で頑張ってきている方でもありますので、十分そういった公民館活動も熟知されているというふうに思っています。確かに中央公民館はできました。できたけれども、その後の運営管理がきちっとできていかないと、せっかくできた中央公民館が宝の持ち腐れになってしまうということもありますので、これは大竹教育長のほうからも引き継ぎの中できちっとしていただけたらと思いますし、まさに担当して、そういうことについて積極的にやっていくという経過がありますので、藤江氏についてはそういった基礎的なものは大事にして、それから新たに教育文化の殿堂として十分活躍をしていただけたらという生涯学習教育もやっていけるといふふうに思っておりますので、具体的にそのことについてこうだという話はしておりませんが、そういった面では十分対応できるという方だといふふうに思っております。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 最後なので、まとめますけれども、結果的にはその本人とそういったところの話、深いところの話まで今していないとおっしゃいました。それでは私はいけないと思います。やはり大事な人事案件ですから。議会の同意をこういう形で求める前に、その方がどういった考え方を持っているのか、これから抱えている重要な課題について話を密にして、そしてその方の考え方を聞いて、この方だったら自信を持って提案できると、そういう形をとっていただいた上で議会に上げてくるというのが当然です。

でも、それもされていないというような内容でした。町長の一方的な思いではないですか。期待値として、町長が藤江氏に期待する、その気持ちはわかりますけれども、それは町長の一方的な思いであって、当の本人がどういった考え方を持っているかということが私どもには伝わらないと。そういった状況の中での提案です、これでは。

かといって、私は反対するつもりはないです、はっきり申し上げて。それはありません。なぜなら、私も町長と同じようにこの藤江氏に対して、大竹教育長の次の教育長になるということですから。大竹教育長もすばらしい教育長でした。私はそう思います、正直な話。本当に一生懸命さが伝わってくるような施策というのは、みずからどんどん開拓してやってこられました。教育長の部屋ですとか、いろいろな情報公開についても積極的に私の提言を聞いていただいて、やっていただきました。私は、本当に町の教育行政に対してはご尽力をされた方だと思います。その方の次を担うということですから、大竹教育長よりももっと教育行政にたけた方なのだろうと、そういった期待値が私の中にもあるから、大竹教育長が基礎にいるから私は反対する気持ちはありませんけれども、ただその提案をするまでの経過についての町長の行動というのは、もう少し改めていただきたい。

そういったことをお願いしまして、終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

田部井健二議員。

〔12番 田部井健二議員登壇〕

○12番 田部井健二議員 同意第1号 教育委員会教育長の任命同意につきまして、賛成の討論をいたします。

今質疑の中でいろいろございました。この教育長同意を求めることについて、これまで一切町長から議会に対して発言がなかった。これは、まさに議会軽視そのものであります。今の議会は、これだけ町長からなめられているというふうに私は当然感じております。過去にもこういったことで何度も何度も傷をつけられた町民の方がおられました。私は、この藤江氏がその方と同じように、こういったことで今までの経験や経歴、藤江氏の人格、そういったものに傷をつけてはならないというふうに深く感じております。

今の質疑、聞いてのとおり、本来はこういった質疑は全員協議会の中でやるべきなのです。それを先ほど町長は、委員会の中でもこれといって質疑はなかった、当たり前ではないですか。総務課長にどうしてこんなことを聞いて答弁がいただけるのですか。これの答弁のできる資格のあるのは町長だけ。町長だけです、この藤江氏と教育長のことについてお話をされているのは。この方が町の教育長として適任かどうか提案をされる町長に私どもは聞く以外にありません。委員会で総務課長に聞く、そんなばかなことはない。そして、全員協議会の中でもあえて質問がなかった、当たり前ではないですか。自分から何ら説明をしていないのです。それに向かって、議員が何を質問するのですか。提案者は町長です。まず、町長から補足説明をしていただいて、この方の町の教育行政における思い、熱意、持っている夢、そういったものをきっとやりとりをしているわけです。それに町長は感銘を受けて、大竹教育長の後はぜひこの藤江氏に教育長を任せたいという熱い思いを私どもに訴えてもらわなければ、私どもがこの方が教育長としていいか悪い判断のしようがないというふうに私は今でも思っております。

ただし、私はこの藤江教育長を迎えることには賛成であります。町長がこの方は、校長、教頭経験をされていると。校長先生や教頭先生を経験をされている方は、この方以外にもたくさんおります。そのたくさんいる中から、どうして藤江氏を選んだのかということが私どもが一番聞きたかったこと、それが聞けなかったのは非常に残念でありますけれども、これから町の教育行政のトップとして、教育長として存分に力を発揮していただくには、議会は全会一致で同意をすべきというふうに私は感じておりますので、ぜひとも議員の皆様をお願いをいたします。全員で同意をしてあげ

ていただきたい。

これを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○小島幸典議長 日程第4、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員に邑楽町大字中野在住の高澤透氏を選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

氏は、銀行に長く勤務され、会計業務に詳しく、豊富な知識を持ち、監査委員として適任者と存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○小島幸典議長 日程第5、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字中野在住の松原茂雄氏の任期が、平成30年6月18日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）

○小島幸典議長 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では法人町民税に係る延滞金の計算期間の見直しであり、固定資産税関係では評価替えに伴う土地等の課税の特例措置について、現行制度の継続による年度更新等の規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計

画税条例の一部を改正する条例)

○小島幸典議長 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、固定資産税同様、3年に1度の評価替えに伴い、宅地等の軽減措置における課税の特例等について、現行制度の継続による年度更新を行うための規定整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○小島幸典議長 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、基礎課税限度額を4万円引き上げるとともに、軽減判定所得基準額の見直しにより軽減対象を拡大するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第36号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第9、議案第36号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 呂楽町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では個人町民税における所得控除制度等の見直し、大法人の法人町民税に係る電子申告の義務化等であり、固定資産税関係では特定再生可能エネルギー発電設備及び中小企業における一定の設備投資等の固定資産税に係る課税標準の特例措置にわがまち特例を導入し、それぞれについて特例割合を定めるものであります。

また、町たばこ税関係では、加熱式たばこの課税方式の見直し及びたばこ税率の段階的引き上げ等の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第10、議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地に係

る課税標準の特例措置の創設等、条例で引用する該当条項の条文を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第38号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

○小島幸典議長 日程第11、議案第38号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本年9月1日から中央公民館が供用開始となることに伴い、本条例中の中野公民館の設置及び使用料に係る規定を削除いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 これにて討論を終結します。

これより議案第38号 呂楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第12、議案第39号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員の基礎資格の規定の明確化、資格要件が拡大されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第13、議案第40号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い条文を整備するため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○小島幸典議長 以上で本日の日程は終了しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

[午前11時05分 散会]